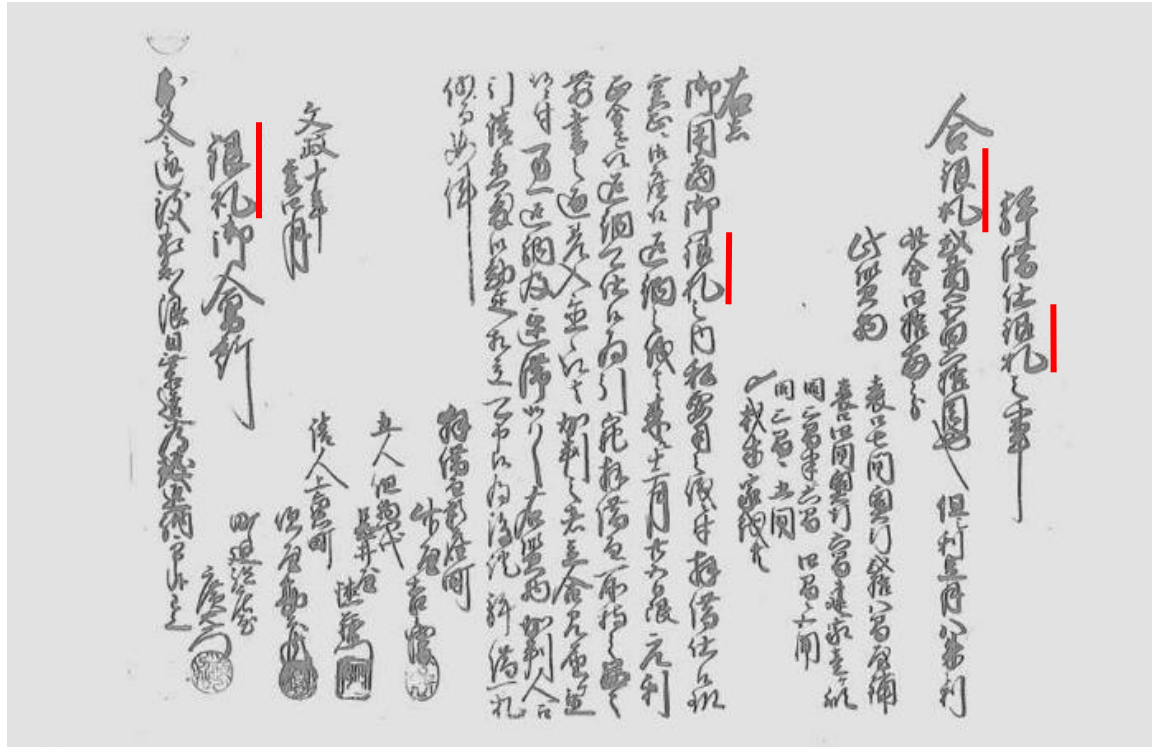


こもんじょ 古文書とあそぼう！

お金を借りるのは楽じゃない！？ 銀札借用証明書編

お金の貸し借りをする時には、証明書(証文)がとても重要です。江戸時代の古文書の中には、お金のやり取りが書かれた証文が数多く残っています。今回もまた新しいお金が登場しています。その部分に注目しながら証明書の内容を見ていきましょう！



赤線が引いてある部分は
全部同じ言葉が書かれている
みたいだね。

これが今回の
キーワードかな？

地名を調べてみよう！

古文書には地名が書かれていることがあります。今回の古文書の差出人の欄には「新座町」(しんざまち)と「上魚町」(かみうおまち)という地名が記されていますが、この地名の場所はどこにあるのでしょうか？

新座町 上魚町



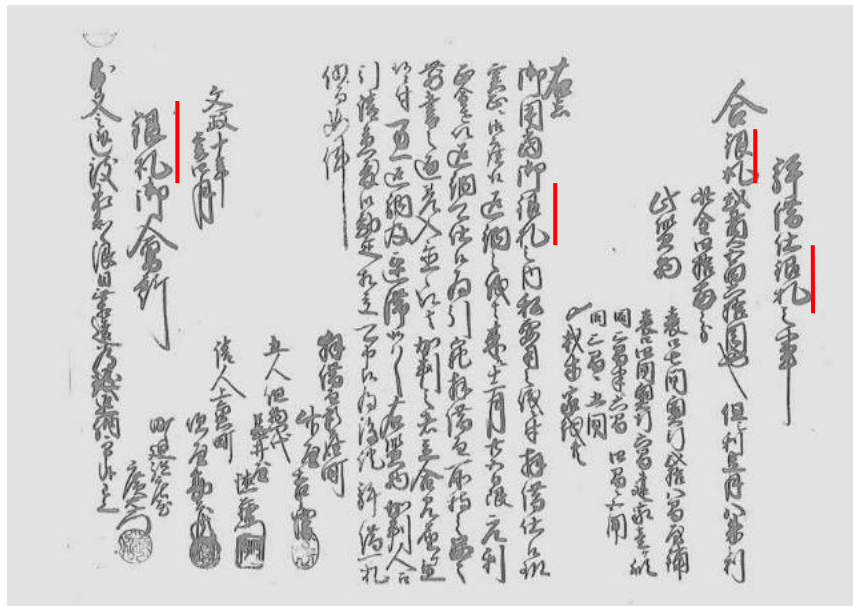
地名を調べるときには地名辞典を使うのが便利です。辞典を引いてみると、どちらも現在の三重県松阪市の地名であることがわかりました。つまり、この文書に書かれた出来事がどこで起こったものなのかかわかるわけです。このように、地名を調べることは歴史を研究する上でとても重要です。

地名には、昔からずっと使われているものもあれば、新しい地名に変わっているものもあります。皆さんの住んでいる地域の地名はどうでしょう？地名辞典を使って調べてみるのも面白いですよ！

古文書
まめ知識

こもんじょ 古文書とあそぼう！

古文書を読んでみよう！



赤線部分は…^{ぎんさつ}**銀札！**
 みんなは読めたかな？

本文之通致承知候限日無相違為致返納可申候已上

文政十年 亥四月

銀札御会所

町廻組庄屋 吹屋 勘藏 印

徳右衛門 印

吉兵衛 印

右者

御用当御銀札之内私要用之儀ニ付拝借仕候処
 実正ニ御座候返納之儀者来ル十二月廿五日限元利
 正金を以返納可仕候為引宛拝借主所持之品々
 前書之通差入置候得者加判之者立合見届ケ置
 候ニ付万一返納及遲滞候ハ、右質物加判人被
 引請急度御勘定相立可申候為後証拝借一札
 仍而如件

拝借主新座町 竹屋 吉兵衛 印

五人組惣代 長井屋 徳右衛門 印

請人上魚町 吹屋 勘藏 印

町廻組庄屋 吹屋 勘藏 印

徳右衛門 印

吉兵衛 印



「札」ってことは、金属の
 お金とは違うのかな？
 じゃあ「銀札」の「銀」って
 どういう意味なんだろう？

こもんじょ 古文書とあそぼう！

銀札って何？

銀札とは銀貨と交換ができる紙幣のことです。この文書には「銀札2貫560目」と書いてあるので、2貫560目(匁)の銀貨と交換できる紙幣ということになります。

日本最初の紙幣は、17世紀初めに伊勢地方(現在の三重県)の商人によって発行された「山田羽書」と呼ばれるものです(山田羽書も銀札でした)。江戸時代の紙幣には、銀札だけでなく金貨と交換できる金札や銭貨と交換できる銭札、さらには魚やその地域の特産物などと交換できるものもありました。



伊勢山田羽書

「丁銀」と書かれている



寺社公家札
山城嵯峨御所



播磨姫路藩札
昆布札

紙幣の発行元も様々！
藩が発行した「藩札」の他にも
村や寺社が発行したものもあるよ！



上の方には絵が描かれているね。
江戸時代の紙幣には七福神や
「宝尽くし」など、おめでたい図柄が
描かれているものがたくさんあるよ！

↓ 図柄について詳しく知りたい人はこちら ↓

おれでめでた尽くしぬり絵 - 宝尽くしと縁起物編 -
(1,435KB pdf)
https://www.imes.boj.or.jp/cm/collection/home/mod/cm_note_luckycharm.pdf

おれでめでた尽くしぬり絵 - 各地の七福神編 -
(1,056KB pdf)
https://www.imes.boj.or.jp/cm/collection/home/mod/cm_note_7fuku.pdf

ちょっと深ぼり！

古文書の内容を見てみよう！



式年すき候ハハほかしたるべし候
(「ほかす」は「捨てる」の意)

発行者名
「はかりや九兵衛」

ちょっと深ぼり！

松坂の銀札を見てみよう！

左の紙幣は、今回の文書が書かれた伊勢国松坂で発行された銀札です。17世紀に発行されたもので、文書が書かれた時期よりも古い紙幣です。中央には「丁銀壺匁」と額面が記されています。

江戸時代、銀札は特に西日本で多く発行されていました。当時、大坂を中心とした西日本や北陸では銀貨を基本とした取引が主流でした。このことを「銀遣い」と言います。それに対し、江戸を中心とした東日本では金貨を基本とした取引が主流で、これを「金遣い」と言います。

この文書は、文政10年(1827)の4月に竹屋吉兵衛という人が銀札2貫560目(金貨40両に相当する)を銀札御会所から借りる時に書かれたものです。金額の次に建物の広さが書かれていますが、これはお金を借りる時の担保(もしお金を返すことができなかった場合、お金の代わりに差し出すもの)となる建物のものです。

本文には、借りたお金は利息も合わせて12月25日までには返します、もし返せなかった場合は担保とした建物を差し出しますと書かれています。差出人の欄には、借主の吉兵衛、五人組総代の徳右衛門、請人(保証人)の勘蔵、庄屋(村や町の有力者)の広右衛門の名前が書かれています。このように、お金を借りる時には借主の証人として町の人々が連名する必要があったのです。

↓ この古文書が掲載されている貨幣博物館のページはこちら ↓

https://www.imes.boj.or.jp/cm/research/komonjo/001004/002/909405_1/html/

日本銀行金融研究所
貨幣博物館